

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省・庁）

制 度 名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引き上げ				
税 目	たばこ税				
要 望 の 内 容	<p>「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、「健康日本 2 1」及び「がん対策推進基本計画」等を踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率の引上げを要望する。（たばこ税法第 1 1 条）</p> <table border="1" data-bbox="874 842 1489 936"> <tr> <td data-bbox="874 842 1219 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 842 1489 936">— 一百万円 （ — 一百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 一百万円 （ — 一百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 一百万円 （ — 一百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 たばこ税の税率を引き上げることによって、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」及び「健康日本 2 1」等で提唱されている喫煙率の減少に向けたたばこ対策の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 ○平成 2 2 年度税制改正要望において、たばこ税の税率の引き上げを要望し、税制改正大綱において、 ・たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。 ・たばこの消費や税収、たばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、新たな枠組みの構築を目指す。 ・平成 2 2 年度において、1 本あたり、3. 5 円の税率を引き上げる。 ことが、閣議決定された。</p> <p>○平成 1 7 年 2 月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においては、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること、並びに価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であること等が規定されている。また、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格が低い状況にある。</p> <p>○「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ対策の一層の取組が求められている。また、「健康日本 2 1」において、たばこに関する目標が設定されていることや、「がん対策推進基本計画」においても、たばこ対策が重要な位置付けとされていることを踏まえ、引き続き、たばこ対策を強力に進める必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>1 1-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること</p>
		政策の達成目標	国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制し、たばこが健康に与える悪影響を低減させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	たばこ税の税率を引き上げることで、たばこの消費が抑制されることが期待でき、たばこが健康に与える悪影響を低減させる手段として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	平成23年度概算要求において、たばこ対策関係予算として、747百万円を要求している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	たばこの健康影響に関する普及啓発等を行うことに合わせて、成人の喫煙率の減少、未成年者の喫煙防止等に効果的なたばこ税の税率引上げを行う。

		要望の措置の妥当性	たばこ税の税率の引き上げにより、成人の喫煙率の減少、未成年の喫煙防止等が期待でき、本措置は国民の健康づくりという政策目的を実現する手段として適格である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>平成22年度税制改正要望において、たばこ税の税率の引き上げを要望し、税制改正大綱において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。 ・たばこの消費や税収、たばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、新たな枠組みの構築を目指す。 ・平成22年度において、1本あたり、3.5円の税率を引き上げる。 <p>ことが、閣議決定された。</p>	